

各都道府県・市町村介護保険担当者各位

平素より、介護保険行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、福祉用具の利用に際して起こった重大製品事故については、繰り返し御連絡しているところですが、今般、標記について、消費者庁が公表した重大製品事故うち、介護ベッド用手すりに関する事故について、経済産業省より以下のとおり情報提供がありましたので、ご報告いたします。

○事故発生日：平成 22 年 3 月 10 日

○事故報告日：平成 22 年 3 月 30 日

○製 品 名：介護ベッド用手すり

○被害状況：死亡 1 名

○事故内容：介護ベッドの背を上げ、利用者を長座位の状態にして、その場を離れ、戻ったところ、当該製品に寄りかかる状態で死亡しているのが発見された。現在、原因を調査中。

○発生場所：兵庫県

以下のURLの経済産業省HP「製品安全ガイド」に公表情報を掲載しております。

当該情報提供は貴都道府県・市町村関連部局、関係団体へ情報提供しておりますが、連携の上、事業者及び利用者等に幅広く情報提供いただくようお願いいたします。

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、利用者が適切に使用するよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する措置を講じていくことが重要です。

福祉用具は、介護保険給付の対象種目としての使用、介護保険施設等の設備、備品としての使用等、様々な使用状況が想定されますが、いずれの状況においてもこれらの福祉用具が適切に使用され事故等の発生が防止されますよう御理解・御協力願います。

なお、ご連絡先につきまして、本通知送付先の変更希望がございましたら、お手数ですがご連絡の程お願いいたします。

(経済産業省 製品安全ガイド)

http://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou100402_1.pdf

厚生労働省老健局振興課
福祉用具・住宅改修係
東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL：03-5253-1111(内 3985)
FAX：03-3595-2889
